

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	第1回朝霞市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和7年5月8日（木） 午後1時30分から午後1時50分まで	
開催場所	市役所別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	○出席委員（18人） ※敬称略 ≪会長≫ 渡辺 淳史 ≪副会長≫ 野本 一幸 ≪被保険者を代表する委員≫ 小林 正明、志鎌 留美子、陶山 宣明、関根 悟、 橋本 真貴子 ≪保険医又は保険薬剤師を代表する委員≫ 青柳 徹二、浅野 修、新保 敦子、関 昌之、滝澤 義和 ≪公益を代表する委員≫ 飯倉 裕明、遠藤 光博、東山 とも子 ≪被用者保険等保険者を代表する委員≫ 岸 哲也、工藤 敦智、高橋 綾子 ○欠席委員 なし ○事務局（7人） ≪こども・健康部長≫ 堤田 俊雄 ≪保険年金課≫ 課長 伊部 聡、課長補佐 平間 雄介、 国民健康保険係長 三浦 純恵、同係主査 神頭 勇、 同係主任 八代 寛基、保健事業係長 岡 裕子	
議題	1 開会 2 議題 （1）令和7年度（2025年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について （2）その他 ・令和7年度標準保険税率について 3 閉会	
会議資料	・会議次第 ・資料1 令和7年度（2025年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案） ・令和7年度 埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率 ・（参考）令和8年度保険税率の検討：第2回議題 ・委員名簿	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長及び委員2人による確認	
傍聴者の数	2人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

《会議開催前に、松下市長によるあいさつ》

■ 1 開会

○事務局：平間

ただいまから、令和7年度第1回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
まず資料の確認をお願いいたします。

資料につきましては、事前に資料等を3点送付させていただきました。

資料1-1と1-2といたしまして、「令和7年度（2025年度）朝霞市国民健康保険特別会計補予算（第1号）（案）」、こちらはA4の2枚刷りとなっております。

次に、「令和7年度埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率」、もう一つは、参考といたしまして、「令和8年度保険税率の検討：第2回の議題」、こちらの3点となります。

お持ちでない方がございましたら、お声がけください。

また、本日追加資料といたしまして、机の上に「会議次第」、「朝霞市国民健康保険運営協議会委員名簿」の2点を置かせていただきました。

次に、人事異動等で新たに配属されました事務局職員を紹介させていただきます。

まず、保険年金課長の伊部です。

次に、保険年金課国民健康保険係主査の神頭です。

同じく、保険年金課国民健康保険係主任の八代です。

それでは議事に移ります。

ここで、議事進行は渡辺会長をお願いしたく存じます。

■ 2 審議会等の会議の公開に関する指針

○渡辺会長

それでは、令和7年度第1回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催します。

初めに本日の会議は、「市政の情報提供及び審議会等の会議の開催・公開に関する指針」の手順に従って進めてまいります。従いまして、会議は原則公開となりますことから、傍聴要領に基づいて傍聴を許可しています。

会議の途中でも傍聴希望者があった場合には、傍聴要領に従って入場していただきますのでご了承ください。

なお、審議の内容が、特定の個人に関する情報を扱う、特に配慮が必要になった場合については、その都度、委員の皆様にお諮りした上で判断していきたいと思います。

■ 3 議事録署名委員指名

○渡辺会長

次に、会議録の作成のため、会議は電子記録媒体で録音し、会議録は全文記録といたします。

会議録署名委員の指名でございますが、お任せいただいても良いでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

それでは名簿の順に従いまして、関根委員と橋本委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

■ 4 議題

(1) 令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について

○渡辺会長

議題(1) 令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局：三浦

それでは、令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険会計補正予算(第1号)(案)につきまして、資料1-1及び1-2に基づきご説明いたします。

初めに、資料1-2をご覧ください。

右下19行目、20行目をご覧ください。

今回の補正予算につきましては、補正額といたしまして310万2,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ106億8,710万円とするものでございます。

それでは、歳入の概要につきまして、ご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。

こちらは歳入の資料で、補正前の額と補正額を比較した表でございます。

初めに11行目の左側、国庫支出金のうち、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、310万2,000円を新たに計上するものでございます。

補正の理由といたしましては、子ども・子育て支援金制度の令和8年度からの創設に伴う電算システム改造を実施することによるものでございます。

歳入の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の概要につきましてご説明いたします。

資料1-2をご覧ください。

1行目の左側、一般管理費につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う電算システム改造のため310万2,000円を増額し、補正後の額を4,991万4,000円とするものでございます。

以上が、令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)についての説明でございます。

○渡辺会長

説明が終了いたしました。何かご質問等がありますでしょうか。

関根委員。

○関根委員

補正予算(第1号)(案)の歳入では、子ども・子育て支援事業費補助金として、310万2,000円を補正しており、歳出では、一般管理費として310万2,000円を計上しておりますが、この電算システム改修委託料の費用は全額補助金で賄われているのでしょうか。

また、この改修については、6月議会で可決された後は、どのような行程で進めているのか、お尋ねいたします。

次に、2026年度から新たに徴収が開始されます、子ども・子育て支援金については、ただいまご説明をいただきましたが、この制度について、国保の加入者1人当たりの負担額なども含めて、もう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

以上です。

○渡辺会長

平間課長補佐。

○事務局：平間

では、順番にお答えさせていただきます。

まず、補正額が全部補助金の対象となるのかということでございますが、今回、歳出で計上しております電算システム改造委託料につきましては、全額歳入で計上しております、国の子ども・子育て支援事業費補助金の対象となっております。

次に、スケジュールでございますが、この補正予算が、6月の議会でご承認いただきましたら、令和8年度の実施に向けて、事業者にシステム改修を委託することとしております。

次に、子ども・子育て支援金制度の詳細でございますが、令和8年度から始まり、各医療保険者が医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料と併せて、被保険者から徴収することとされております。金額など、制度の詳細に関しましては、令和7年の7月から9月の間に、条例参考例が公表される予定であることから、国の動きを注視している状況でございます。

なお、国では、市町村の国民健康保険の子ども・子育て支援金につきましては、加入者1人当たりの平均月額が、令和8年度は250円、令和9年度は300円、令和10年度は400円と試算しております。

以上でございます。

○渡辺会長

関根委員。

○関根委員

ありがとうございました。

今回の子ども・子育て支援法の改正は、子どもの未来戦略の加速化プランに盛り込んだ施策等を着実に進めることが目的だと思いますが、こども未来戦略では、少子化は我が国が直面する最大の危機であり、急速な少子化や人口の減少に歯止めをかけないと、現在の経済社会システムの維持が困難になると指摘しています。

従いまして、子ども・子育て支援金については国の制度ではありますが、被保険者にも正しく理解していただき、混乱を招くことのないよう、粛々と進めていただくことをお願いし、要望とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○渡辺会長

ほかに、質問等ございますか。

《意見なし》

○渡辺会長

それでは、ご質問等がございませんのでお諮りいたします。

令和7年度（2025年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について、諮問案のとおり答申してよろしいでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

（2）その他

○渡辺会長

次に、議題の（2）その他となります。

ここからは、諮問案件ではございませんので、ご質問やご意見等をいただけたらと思います。

事務局から報告などあれば、お願いします。

三浦係長。

○事務局：三浦

それでは、令和7年度の標準保険税率についてお話しさせていただきます。事前を送付した参考資料に基づきご説明いたします。

初めに、「令和7年度 埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率」と記載している資料をご覧ください。

1枚めくっていただきますと、県内市町村の標準保険税率が、「2 市町村標準保険税率」と、「3 各市町村の算定方式による市町村標準保険税率」とで、それぞれ示されております。標準保険税率とは統一の算定ルールに基づき、県が算定した理論上の数値であり、毎年度算定されます。

現在、本市の保険税の賦課方式につきましては、右ページにあるとおり、資産割、平等割を含む4方式となっておりますが、令和9年度には、左ページにあるとおり、資産割、平等割を廃止し、2方式とする予定です。

また、令和7年度の保険税率、こちら標準保険税率ではなく朝霞市の保険税率でございますけれども、県が示す標準保険税率を参考に個別の状況を踏まえて各市町村が決定することとなっており、本市におきましては、令和6年度の標準保険税率を参考に、昨年度の運営協議会に案をお諮りし、12月議会に税条例改正案を提出し、可決されたところでございます。

それでは、もう1枚の「(参考) 令和8年度保険税率の検討：第2回議題」としていただく資料をご覧ください。

委員の皆様には、次回、第2回の運営協議会において、令和7年度の標準保険税率を踏まえて、令和8年度の保険税率の改正についてご検討いただくことを予定しております。

この表の説明ですが、上段の「1 令和6年度標準保険税率を踏まえた保険税率の改正」につきましては、令和6年度標準保険税率を令和9年度に当てはめて段階的に保険税率を改正することを検討した際の令和7年度と令和8年度の保険税率案を示した表です。中段の「2 令和7年度標準保険税率を踏まえた保険税率の改正」についてですが、次回皆様にご検討いただくための検討資料です。下段の「3 令和6年度・令和7年度の標準保険税率比較」にあるとおり、令和6年度と令和7年度の標準保険税率には差があり、医療分、支援金等分、介護分の合計で、所得割は0.16%の増、均等割も3,372円の増となっております。

以上のことから、令和8年度の保険税率の案につきましては、上段で暫定としてお示ししている保険税率からの変更を検討する必要がありますので、次回の第2回会議までに保険税率案をまとめ、皆様に資料としてお示しいたします。

今回におきましては、参考として令和7年度の標準保険税率を示させていただきましたので、次回の会議の検討課題としてご認識いただけたらと思います。

以上でございます。

○渡辺会長

第2回の運営協議会を踏まえての説明でしたけれども、これについて何か質問等ございますか。

質問がないようですので、ほかに事務局何かございますか。

平間課長補佐。

○事務局：平間

次回の運営協議会についてでございますが、7月17日木曜日に開催することを予定しております。

また、そのほかに、例年3回、8月、11月、2月に開催しております。

開催日時などについては、決まりましたら改めてご連絡させていただきます。

以上で、事務局からの連絡を終了いたします。

■5 閉会

○渡辺会長

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回朝霞市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

スムーズな進行にご協力いただきましてありがとうございます。

(了)